第28回定時株主総会
招集ご通知

開催日時
平成30年３月28日（水曜日）
午前10時（受付開始：午前９時）

開催場所
福岡市中央区天神一丁目１番１号
アクロス福岡 ４階 国際会議場

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

目次

ごあいさつ…… 1
シノケングループの総合力…… 2
第28回定時株主総会招集ご通知…… 3
株主総会参考書類…… 5
（添付書類）
事業報告 …… 11
連結計算書類 …… 29
計算書類 …… 32
監査報告 …… 35
トピックス …… 39
株主メモ・優待ご案内 …… 41

第28期より、「株主通信」は「定時株主総会招集ご通知」に統合いたしました。

株式会社シノケングループ
証券コード8909

ごあいさつ



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第28回定時株主総会を平成30年３月28日(水曜日)に開催いたしますので、ご通知申し上げます。

当社グループは、お客様の『資産形成』の実現をその創業精神とし、土地をお持ちでないサラリーマン・公務員層の方々に『資産づくり』を目的としたアパート経営の提案を行う、投資用アパート経営のパイオニアとして平成２年６月に創業いたしました。

その後、平成19年10月にはグループの成長に対応し、また、より効率的なグループ経営を実現するため、株式会社シノケングループを純粋持株会社とするホールディング制の導入を行い、グループ経営体制の強化を図るとともに、今日においては、不動産販売事業としてアパート・マンション販売、不動産管理関連事業、ゼネコン事業、エネルギー事業、介護事業等を各事業会社において展開するなど、その事業規模及び事業領域の拡大を図ってまいりました。

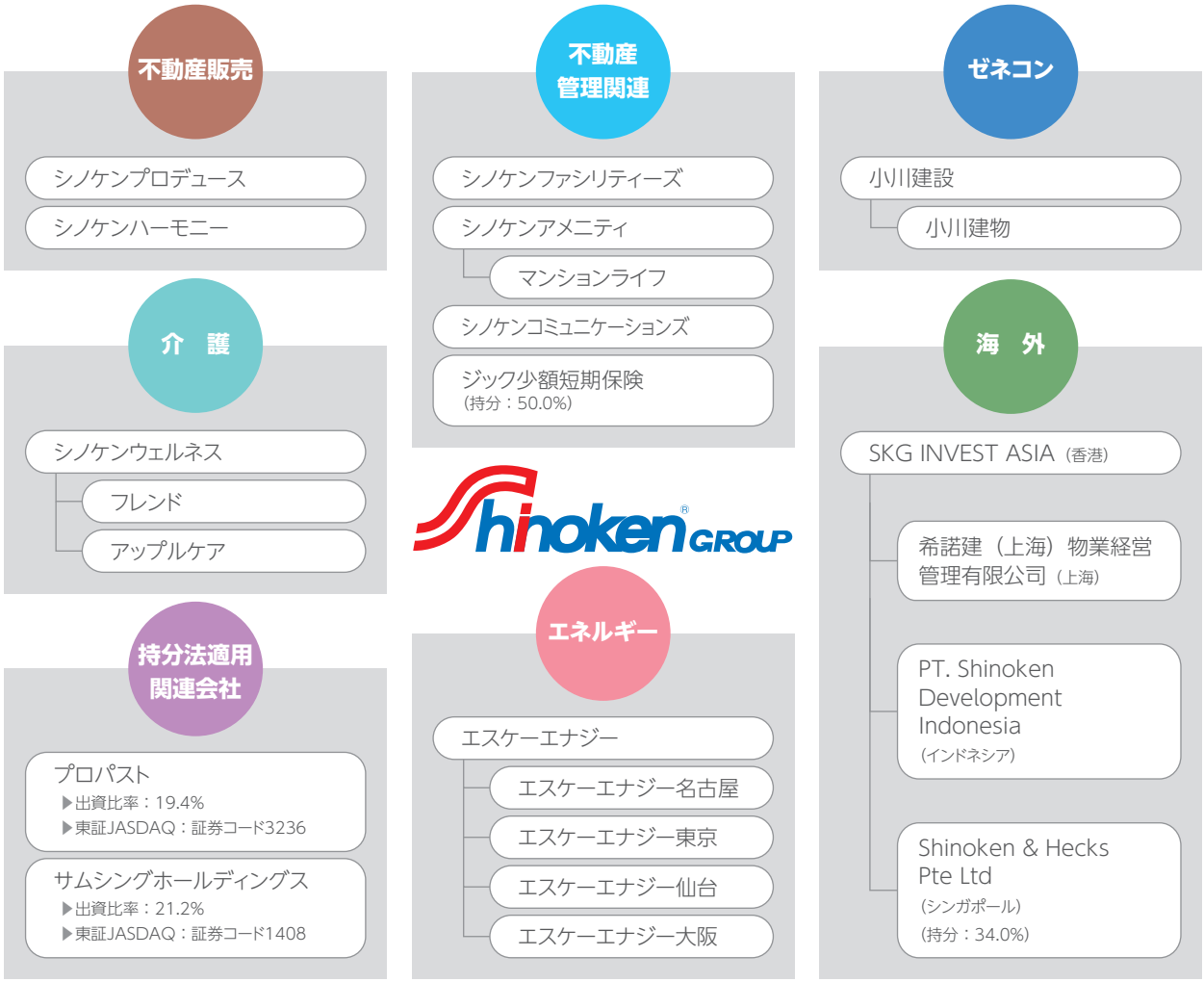
これらの取り組みを通じ、おかげさまで、今年で創業28年を迎えます。これも、お客様をはじめ株主様、投資家様、取引先様等のステークホルダーの皆様のご支援の賜物であり、ここに深く御礼申し上げます。今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年３月

代表取締役社長

篠原英明

シノケングループの総合力



アパート・マンション販売の不動産販売、不動産管理関連、ゼネコン、エネルギー、介護の各事業セグメントを連携させ、高いシナジーを創出するビジネスモデルが特徴。マーケットの拡大が見込める海外事業にも引き続き注力。国内外を問わずM&Aなどを通じた新たな事業領域ならびに規模の拡大にも積極的に取り組んでいます。

株主の皆様へ

証券コード 8909
平成30年３月13日

福岡市中央区天神一丁目１番１号
株式会社シノケングループ
代表取締役社長　篠原　英明

第28回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年３月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

議決権行使のご案内



株主総会に ご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、**株主総会当日に会場受付にご提出**ください。

開催日時　平成30年３月28日（水曜日）午前10時より

開催場所　アクロス福岡 ４階 国際会議場



株主総会に ご出席いただけない場合 郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご返送ください。なお、各議案につきまして賛否を表示せずに提出された場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

＊同封の「議決権行使書・記載面保護シール」をご利用ください。

行使期限　平成30年３月27日（火曜日）午後６時必着

記

1．日　　時		平成30年３月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2．場　　所		福岡市中央区天神一丁目１番１号 アクロス福岡　４階　国際会議場 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3．株主総会の目的事項	報告事項	1．第28期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2．第28期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
	決議事項	第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　取締役５名選任の件 第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（下記ＵＲＬ）に掲載させていただきます。
- 連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

当社ウェブサイト　http://www.shinoken.co.jp

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

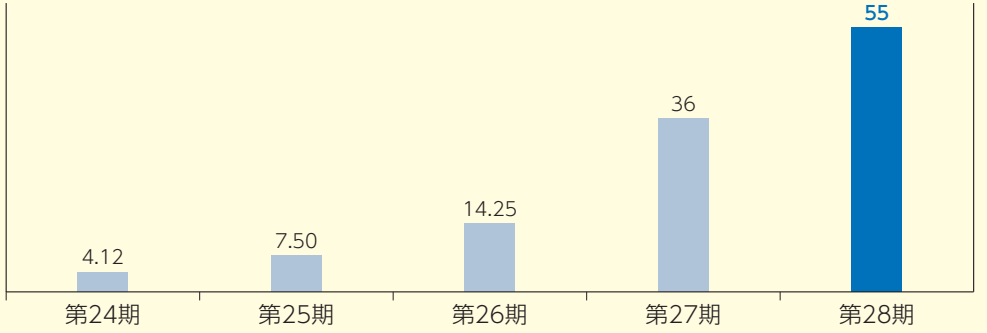
期末配当に関する事項

第28期の期末配当につきましては、当事業年度の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

配当財産の種類	金銭
配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき金 **32.5円** その内訳　普通配当　22.5円 特別配当　5.0円 記念配当　5.0円 配当総額　**544,058,742円**
剰余金の配当が効力を生じる日	平成30年３月29日

なお、中間配当金を含めました第28期の年間配当金は、普通株式１株につき金55円となります。

＜ご参考＞１株当たり年間配当金（円）の推移※



※第26期（平成27年１月１日）を効力発生日として、株式１株につき２株の割合で株式分割を行っており、第24期及び第25期の１株当たり年間配当金については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1

篠原　英明（しのはら　ひであき）

(昭和40年４月３日生)

所有する当社の株式数
3,047,800株

略歴、地位、担当

平成２年６月　当社 代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

㈱シノケンハーモニー 代表取締役会長
㈱シノケンファシリティーズ 代表取締役社長

候補者番号 2

霍川　順一（つるかわ　じゅんいち）

(昭和42年７月10日生)

所有する当社の株式数
73,800株

略歴、地位、担当

平成11年３月　当社 入社
平成14年１月　当社 管理部長
平成14年６月　当社 取締役
平成20年４月　当社 取締役管理本部長
平成24年４月　当社 常務取締役
平成27年７月　㈱シノケンコミュニケーションズ 代表取締役社長（現任）
平成28年１月　当社 取締役常務執行役員
平成29年４月　当社 取締役専務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

㈱シノケンコミュニケーションズ 代表取締役社長

候補者番号 3

三浦　義明（みうら　よしあき）

（昭和43年５月25日生）

所有する当社の株式数
50,400株

略歴、地位、担当

平成７年６月　㈱日商ハーモニー 入社
平成17年３月　同社 取締役
平成19年５月　㈱日商ハーモニー（現 ㈱シノケンハーモニー）取締役
平成20年４月　同社 代表取締役社長（現任）
平成24年３月　当社 取締役
平成28年１月　当社 取締役常務執行役員（現任）

重要な兼職の状況

㈱シノケンハーモニー 代表取締役社長

候補者番号 4

西堀　敬（にしぼり　たかし）

（昭和35年４月１日生）

所有する当社の株式数
3,900株

社外

略歴、地位、担当

昭和58年４月　日立造船㈱ 入社
昭和62年３月　和光証券㈱（現 みずほ証券㈱） 入社
平成８年10月　㈱ウェザーニューズ 入社
平成11年12月　㈱ビッグストアドットコム 入社
平成13年10月　㈱フィナンテック 取締役
平成18年３月　㈱ベストブライダル（現 ㈱ツカダ・グローバルホールディング） 社外取締役（現任）
平成19年11月　㈱ＡＮＡＰ 社外取締役（現任）
平成23年３月　当社 社外取締役（現任）
平成23年９月　㈱日本ビジネスイノベーション 代表取締役（現任）
平成27年２月　㈱エンゲージ 取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱日本ビジネスイノベーション 代表取締役

社外取締役候補者とした理由

西堀敬氏は、コンサルティング会社の経営者のみならず社外取締役として豊富な経験と幅広い知見があり、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレートガバナンスの強化にその経験を活かすことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって７年であります。

候補者番号 5

入江 浩幸（いりえ ひろゆき）

（昭和32年11月11日生）

所有する当社の株式数
一株

社外

略歴、地位、担当

昭和56年 4 月	㈱西日本相互銀行（現 ㈱西日本シティ銀行）入行
平成17年 2 月	同行 西新町支店長
平成19年 5 月	同行 営業企画部長
平成20年 6 月	同行 執行役員営業企画部長
平成21年10月	同行 執行役員福岡地区本部副本部長 兼本店営業部長兼福岡支店長
平成22年 6 月	同行 取締役
平成23年 6 月	同行 取締役常務執行役員
平成27年 6 月	同行 取締役専務執行役員（現任）
平成28年10月	㈱西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員（現任）
平成29年 3 月	当社 社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱西日本フィナンシャルホールディングス 取締役執行役員
㈱西日本シティ銀行 取締役専務執行役員

社外取締役候補者とした理由

入江浩幸氏は、当社の主要な取引銀行である㈱西日本シティ銀行の取締役を務められており、その豊富な経験と幅広い知見から、当社においても経営全般に助言をいただくことでコーポレートガバナンスの強化にその経験を活かすことができると判断し、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。同氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年であります。

（注）１．取締役候補者　篠原英明氏は、当社連結子会社である㈱シノケンハーモニーの代表取締役会長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
２．取締役候補者　篠原英明氏は、当社連結子会社である㈱シノケンファシリティーズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
３．取締役候補者　霍川順一氏は、当社連結子会社である㈱シノケンコミュニケーションズの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
４．取締役候補者　三浦義明氏は、当社連結子会社である㈱シノケンハーモニーの代表取締役社長を兼務し、当社は同社との間に経営指導等の取引関係があります。
５．取締役候補者　入江浩幸氏は、㈱西日本シティ銀行の取締役専務執行役員を兼務し、当社は同行との間に定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
６．その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
７．取締役候補者　西堀敬氏及び入江浩幸氏は、社外取締役候補者であります。
８．入江浩幸氏が㈱西日本シティ銀行取締役在任中、同行において、行員による顧客の現金着服などの不祥事件が発覚いたしました。当該事案に関し同氏は同行経営陣として、当該行員の懲戒処分、関係当局への通報・届出の対応を行ったほか、リスク管理態勢の強化・見直し、再発防止策の策定を行っております。
９．議案をご承認いただくことを条件として、西堀敬氏及び入江浩幸氏は、当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
① 取締役（業務執行取締役等である者を除く。）が任務を怠ったことによって当社が損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
② 上記の責任限度が認められるのは、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役報酬等の額は平成28年３月29日開催の第26回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額100百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、平成27年３月26日開催の第25回定時株主総会においてご承認いただきました当社及び当社子会社の取締役に対する株式給付信託（ＢＢＴ）制度（以下「ＢＢＴ制度」といいます。）は、平成27年12月末日で終了する事業年度から平成29年12月末日で終了する事業年度までの３事業年度を対象とし、当該期間終了後も継続する場合は改めて株主総会に付議することとしておりましたが、本議案が承認可決されることを条件に、今後、ＢＢＴ制度は継続しないことといたします。

また、現在の取締役は５名（うち社外取締役２名）であり、第２号議案が原案どおり承認可決されますと、引き続き取締役は５名（うち社外取締役２名）となります。

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年70,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。）とし、その１株当たりの払込金額は、募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとします。

（１）対象取締役は、３年間から５年間までの間で、当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。なお、対象取締役が、譲渡制限期間満了前に上記(2)に定める地位を喪失し、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合には、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限を解除できるも

のとし、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期については、必要に応じて合理的に調整するものとする。

（4）当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（5）上記(1)の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

（6）上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（7）本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）当社は、当社子会社の取締役に対し、上記と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以　上

(添付書類)**事業報告**（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

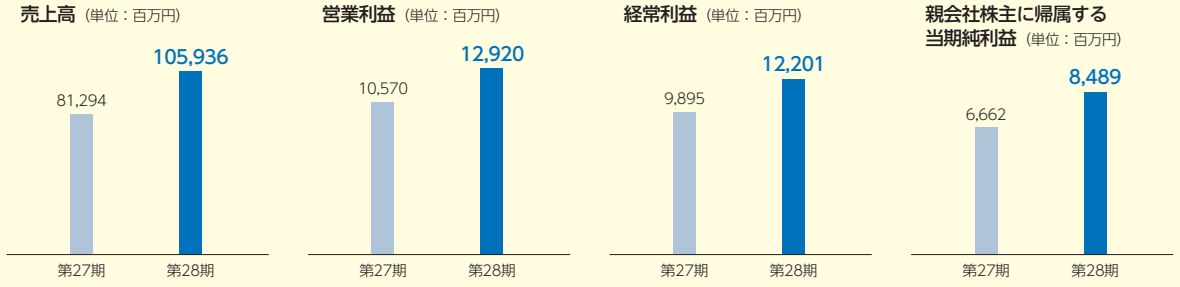
当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策や金融政策等による企業業績や雇用環境の改善が続くなかで、個人消費も堅調に推移しております。

当不動産業界におきましては、用地価格、建築コスト及び人件費高騰等の影響による懸念のほか、一部の事業領域で減速感は生じているものの、材料費の動向は概ね落ち着いた状態が継続しております。また、投資用不動産における投資家の投資姿勢は引続き旺盛であり、建設需要も継続していること等から、その市場動向は堅調に推移しております。

このような環境のもと当社グループは、不動産販売事業、不動産管理関連事業、ゼネコン事業、エネルギー事業、介護事業との連携により、グループ全体の企業価値向上に努めてまいりました。

その結果、当連結会計年度の当社グループの業績は、売上高は1,059億36百万円（前期比30.3％増加）、営業利益は129億20百万円（前期比22.2％増加）、経常利益は122億１百万円（前期比23.3％増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は84億89百万円（前期比27.4％増加）と、前期に引き続き過去最高益を計上するとともに、８期連続の増収増益となりました。

＜ご参考＞連結財務ハイライト



セグメント別の業績の概況は次のとおりであります。

不動産販売事業

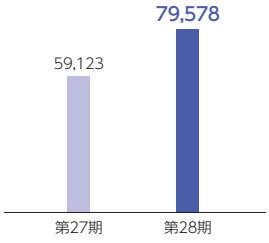


アパート販売では、主にサラリーマン・公務員層に対し資産形成を目的とした土地購入から始めるアパート経営の提案を行ってまいりました。アパートの販売（引渡し）は前年実績を上回るペースで推移し、新たなアパート用地の確保にも努めてまいりました。

また、マンション販売では、首都圏において投資用に特化したデザイナーズ仕様の区分販売が順調に推移いたしました。

その結果、売上高は795億78百万円となりました。

売上高（単位：百万円）



不動産管理関連事業



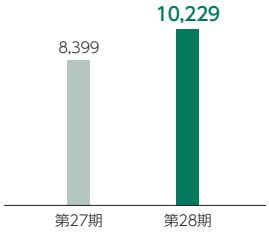
賃貸管理では、管理物件の入居率の維持・向上を目指し、広告活動やリーシング力の強化により入居促進に努め、当連結会計年度末における賃貸管理戸数は27,358戸となりました。

また、分譲マンション管理では、管理物件の資産価値の維持・向上及び管理組合向けサービスレベルの向上に努め、当連結会計年度末における分譲マンション管理戸数は5,361戸となり、賃貸管理、分譲マンション管理ともに順調に増加いたしました。

家賃等の債務保証は、入居者向け保証件数の拡大に向けた保証プランの充実や新規顧客の獲得を図るとともに保証家賃等の回収率向上に努め、少額短期保険は、保険商品の充実を図り新規契約の獲得に努めてまいりました。

その結果、売上高は102億29百万円となりました。

売上高（単位：百万円）



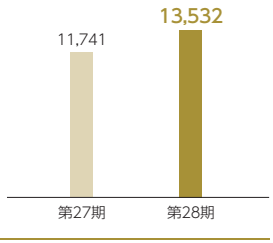
ゼネコン事業



ゼネコン事業は、法人・個人・官公庁の既存顧客に加え、新規顧客開拓の強化が奏功し、新規受注が獲得できたほか、受注済みの請負工事の進捗も順調に推移いたしました。

その結果、売上高は135億32百万円となりました。

売上高（単位：百万円）

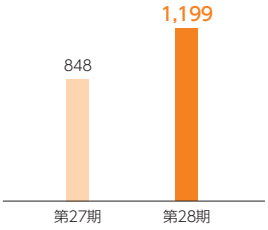


エネルギー事業



ＬＰガスの小売販売では、ＬＰガス供給世帯数は当連結会計年度末において26,849世帯となり順調に増加いたしました。また、当連結会計年度より電力の小売販売を開始しております。
その結果、売上高は11億99百万円となりました。

売上高 (単位：百万円)

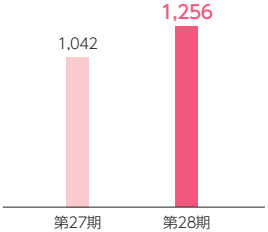


介護事業



介護事業は、サービス付き高齢者向け住宅、通所介護（デイサービス）施設、認知症対応型グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設を主として保有・運営を行っており、各施設の入居率の維持・向上を図るとともに、介護関連サービスの更なる充実に努めてまいりました。
また、平成29年６月には「フレンド香住ヶ丘」を開設し、新たに福岡エリアにおいて認知症対応型グループホーム及び小規模多機能型居宅介護施設の運営を開始しております。
その結果、売上高は12億56百万円となりました。

売上高 (単位：百万円)

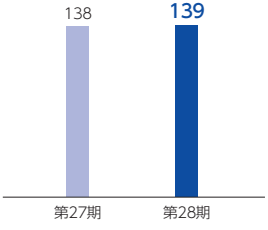


その他



その他は、海外事業において、上海、シンガポールでは不動産の賃貸・売買仲介事業、インドネシアでは建設関連事業のほか、首都ジャカルタにおける不動産開発事業として「桜テラス」ブランドによる投資用アパート事業を展開しております。また、国内においても「リノベ×民泊」事業を開始したほか、㈱chaintopeとの資本業務提携により、ブロックチェーン技術を活用した不動産関連サービスの開発を開始するなど、新たな取り組みを進めてまいりました。
その結果、売上高は１億39百万円となりました。

売上高 (単位：百万円)



事業セグメント別の売上高は、次のとおりであります。

事業セグメント	第27期（平成28年12月期）		第28期（平成29年12月期）		
	売上高（百万円）	構成比（%）	売上高（百万円）	構成比（%）	増減比（%）
不動産販売事業	59,123	72.7	79,578	75.1	34.5
不動産管理関連事業	8,399	10.3	10,229	9.7	21.7
ゼネコン事業	11,741	14.5	13,532	12.8	15.2
エネルギー事業	848	1.0	1,199	1.1	41.2
介護事業	1,042	1.3	1,256	1.2	20.4
その他	138	0.2	139	0.1	0.7
計	81,294	100.0	105,936	100.0	30.3

（注）1．セグメント間の取引については相殺消去しております。
2．当連結会計年度より、グループ経営における意思決定及び戦略実行のスピード化を図り、より適切な経営管理区分を実現することを目的とした組織変更に伴い、報告セグメントを「不動産販売事業」「不動産管理関連事業」「ゼネコン事業」「エネルギー事業」「介護事業」に変更しております。第27期については、変更後のセグメント区分に組み替えております。

② 設備投資の状況

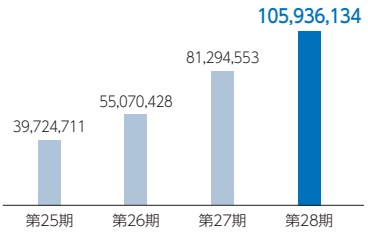
当連結会計年度において実施した設備投資の額は11億70百万円であり、主にＬＰガス供給設備であります。

③ 資金調達の状況

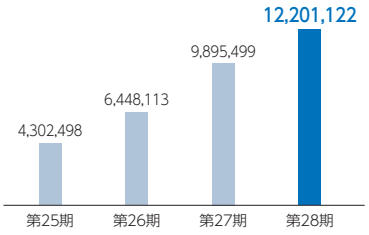
当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び借入金により充当いたしました。なお、借入金は、金融機関を中心に長期借入金及び短期借入金として調達いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

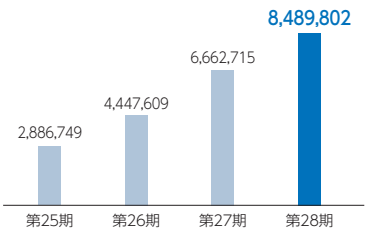
売上高 (単位：千円)



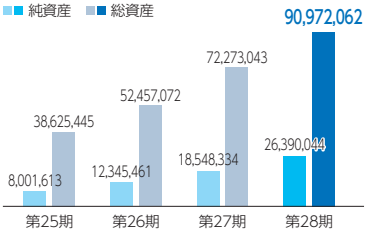
経常利益 (単位：千円)



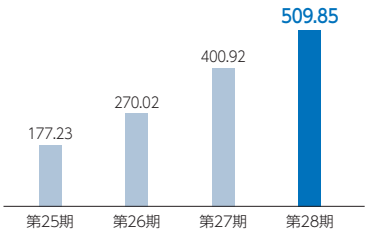
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：千円)



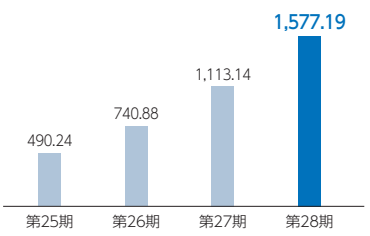
総資産／純資産 (単位：千円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



区　分	第25期 (平成26年12月期)	第26期 (平成27年12月期)	第27期 (平成28年12月期)	第28期 (平成29年12月期)
売上高 (千円)	39,724,711	55,070,428	81,294,553	**105,936,134**
経常利益 (千円)	4,302,498	6,448,113	9,895,499	**12,201,122**
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	2,886,749	4,447,609	6,662,715	**8,489,802**
1株当たり当期純利益 (円)	177.23	270.02	400.92	**509.85**
総資産 (千円)	38,625,445	52,457,072	72,273,043	**90,972,062**
純資産 (千円)	8,001,613	12,345,461	18,548,334	**26,390,044**
1株当たり純資産額 (円)	490.24	740.88	1,113.14	**1,577.19**

(注) 1．1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出し、表示単位未満は四捨五入しております。なお、期中平均発行済株式総数と期末発行済株式総数については、自己株式数を控除して用いております。

2．1株当たり情報の算定上の基礎となる「1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数」及び「1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式数」は、「役員株式給付信託（BBT）」及び「従業員株式給付信託（J-ESOP）」制度の信託財産として株式給付信託が保有する当社株式を控除しております。

3．平成27年1月1日を効力発生日として、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第25期の1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額については、期首に株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(3) 重要な子会社の状況 (平成29年12月31日現在)

名　称	資本金（千円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
㈱シノケンハーモニー	495,000	100.0	不動産販売事業
㈱シノケンファシリティーズ	50,000	100.0	不動産管理関連事業
㈱シノケンコミュニケーションズ	99,000	100.0	不動産管理関連事業
㈱小川建設	95,000	100.0	ゼネコン事業
㈱エスケーエナジー	52,500	100.0	エネルギー事業
㈱シノケンウェルネス	80,000	100.0	介護事業

（注）連結子会社は22社であり、持分法適用関連会社は２社であります。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、いかなる経済環境の変化にも柔軟に対応できる経営基盤の構築を目指してまいります。

そのためには、主力である不動産販売事業の成長をより一層加速させるとともに、ゼネコン事業や不動産管理関連事業を中心とした不動産販売事業以外の事業拡充を推進し、収益基盤・財務基盤の強化充実を図るとともに、安定して利益を計上できるグループ体制の構築を目指します。

あわせて、不動産投資ファンドの組成や、海外事業における投資用不動産の開発から施工までの一貫体制確立に伴い、施工完成後における日本国内同様の管理関連事業の構築を図るとともに、国内外のM&Aや新規事業を積極的に展開する等、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成29年12月31日現在)

事業区分	主な内容
不動産販売事業	個人投資家に対するアパートの企画・開発・販売及びマンションの企画・開発・区分販売
不動産管理関連事業	アパート及びマンション等の賃貸管理、仲介業務、分譲マンション管理及びビルメンテ、入居者向け家賃等の債務保証、少額短期保険事業
ゼネコン事業	ビル、マンション、個人住宅等の企画・設計・建築請負全般
エネルギー事業	ＬＰガス及び電気の小売販売
介護事業	サービス付き高齢者向け住宅・通所介護（デイサービス）施設・認知症対応型グループホーム・小規模多機能型居宅介護施設の運営、訪問介護及び居宅介護支援事業
その他	海外事業等

(6) 主要な営業所及び工場 (平成29年12月31日現在)

当社	本社：福岡市中央区
㈱シノケンハーモニー	本社：東京都港区
㈱シノケンファシリティーズ	本社：福岡市中央区
㈱シノケンコミュニケーションズ	本社：福岡市中央区
㈱小川建設	本社：東京都新宿区
㈱エスケーエナジー	本社：福岡市中央区
㈱シノケンウェルネス	本社：東京都港区

(7) 従業員の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
664名	76名増

(注) 従業員数は就業員数であり、準社員・パートタイマー等202名を含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
7名	－	38.2歳	4.3年

(8) 主要な借入先の状況 (平成29年12月31日現在)

① 企業集団の主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	13,867,309千円
株式会社りそな銀行	4,223,559千円
株式会社東京スター銀行	3,999,395千円
株式会社佐賀銀行	3,320,862千円
株式会社みずほ銀行	3,063,889千円

② 当社の主要な借入先の状況

借　入　先	借　入　額
株式会社日本政策金融公庫	458,360千円
株式会社西日本シティ銀行	425,000千円
株式会社百十四銀行	200,000千円
福岡ひびき信用金庫	94,999千円
株式会社武蔵野銀行	79,840千円

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年12月31日現在)

① 発行可能株式総数　60,000,000株
② 発行済株式の総数　18,030,600株
③ 株主数　5,442名
④ 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
篠原英明	3,047,800株	18.2%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,097,600株	6.5%
株式会社九州リースサービス	983,000株	5.8%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	846,100株	5.0%
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	700,000株	4.1%
MONEX BOOM SECURITIES (H.K.) LIMITED - CLIENTS'ACCOUNT	574,800株	3.4%
株式会社SBI証券	374,600株	2.2%
シノケングループ取引先持株会	373,100株	2.2%
JP MORGAN CHASE BANK 380621	232,800株	1.3%
池田建設株式会社	220,000株	1.3%

(注) 持株比率は自己株式(1,322,631株)のうち役員株式給付信託(BBT)口自己株式(18,900株)及び従業員株式給付信託(J-ESOP)口自己株式(13,400株)を除く、当社所有自己株式(1,290,331株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

イ．平成24年８月21日付取締役会決議

(平成29年12月31日現在)

		第５回新株予約権
発行決議日		平成24年８月21日
新株予約権の数		3,750個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　750,000株 (新株予約権１個につき200株)
新株予約権の発行価額		549円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　32,400円 (１株当たり162円)
権利行使期間		平成27年４月１日から 平成34年９月４日まで
行使の条件		(注) １、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　1,400個 目的となる株式数　280,000株 保有者数　１人
	社外取締役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人
	監査役	新株予約権の数　－個 目的となる株式数　－株 保有者数　－人

(注) １．新株予約権者は、平成25年12月期及び平成26年12月期の監査済みの当社連結損益計算書(連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書)において、経常利益がいずれも13億円を超過している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社(当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権の一部行使はできない。

ロ．平成26年５月12日付取締役会決議

（平成29年12月31日現在）

		第６回新株予約権
発行決議日		平成26年５月12日
新株予約権の数		4,110個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　822,000株 （新株予約権１個につき200株）
新株予約権の発行価額		1,617円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　147,000円 （１株当たり735円）
権利行使期間		平成28年４月１日から 平成33年５月26日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　4,010個 目的となる株式数　802,000株 保有者数　３人
	社外取締役	新株予約権の数　20個 目的となる株式数　4,000株 保有者数　１人
	監査役	新株予約権の数　60個 目的となる株式数　12,000株 保有者数　３人

（注）１．新株予約権者は、平成26年12月期及び平成27年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）において、平成26年12月期の経常利益が31億円以上かつ平成27年12月期の経常利益が35億円以上の場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

ハ．平成28年３月１日付取締役会決議

（平成29年12月31日現在）

		第７回新株予約権
発行決議日		平成28年３月１日
新株予約権の数		3,060個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　306,000株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		700円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　177,300円 （１株当たり1,773円）
権利行使期間		平成31年４月１日から 平成35年３月15日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　3,060個 目的となる株式数　306,000株 保有者数　3人
	社外取締役	―
	監査役	―

（注）１．新株予約権者は、平成28年12月期、平成29年12月期及び平成30年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
（ａ）平成28年12月期の経常利益が71億円を超過していること
（ｂ）平成29年12月期の経常利益が78億円を超過していること
（ｃ）平成30年12月期の経常利益が90億円を超過していること
２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

二．平成29年３月15日付取締役会決議

（平成29年12月31日現在）

		第９回新株予約権
発行決議日		平成29年３月15日
新株予約権の数		3,565個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　356,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　209,800円 （１株当たり2,098円）
権利行使期間		平成32年４月１日から 平成36年３月30日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数　3,565個 目的となる株式数　356,500株 保有者数　３人
	社外取締役	―
	監査役	―

（注）１．新株予約権者は、平成29年12月期、平成30年12月期及び平成31年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
（ａ）平成29年12月期の経常利益が121億円を超過していること
（ｂ）平成30年12月期の経常利益が126.5億円を超過していること
（ｃ）平成31年12月期の経常利益が126.5億円を超過していること
２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

平成29年３月15日付取締役会決議

（平成29年12月31日現在）

		第９回新株予約権
発行決議日		平成29年３月15日
新株予約権の数		95個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　9,500株 （新株予約権１個につき100株）
新株予約権の発行価額		800円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権１個当たり　209,800円 （１株当たり2,098円）
権利行使期間		平成32年４月１日から 平成36年３月30日まで
行使の条件		（注）１、２、３、４、５
交付状況	当社使用人	―
	当社の子会社役員及び使用人	新株予約権の数　95個 目的となる株式数　9,500株 交付者数　７人

（注）１．新株予約権者は、平成29年12月期、平成30年12月期及び平成31年12月期の監査済みの当社連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は、損益計算書）における経常利益が次の各号に定めるすべての条件を達成している場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（ａ）平成29年12月期の経常利益が121億円を超過していること

（ｂ）平成30年12月期の経常利益が126.5億円を超過していること

（ｃ）平成31年12月期の経常利益が126.5億円を超過していること

２．新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社（当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。）の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

３．新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

４．本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

５．各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況 (平成29年12月31日現在)

会社における地位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	篠原　英明	㈱シノケンハーモニー　代表取締役会長 ㈱シノケンファシリティーズ　代表取締役社長
取締役	霍川　順一	専務執行役員 グループ会社　管理部門担当 ㈱シノケンコミュニケーションズ　代表取締役社長
取締役	三浦　義明	常務執行役員 グループ会社　営業部門担当 ㈱シノケンハーモニー　代表取締役社長
取締役	西堀　敬	㈱日本ビジネスイノベーション　代表取締役
取締役	入江　浩幸	㈱西日本フィナンシャルホールディングス　取締役執行役員 ㈱西日本シティ銀行　取締役専務執行役員
常勤監査役	坂田　實	
監査役	井上　勝次	税理士
監査役	安田　祐一郎	㈲淀屋橋総合会計　代表取締役社長 ㈱淀屋橋不動産鑑定　代表取締役社長

(注) 1．取締役西堀敬氏及び入江浩幸氏は、社外取締役であります。
2．監査役坂田實氏及び井上勝次氏は、社外監査役であります。
3．監査役３名は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役坂田實氏は、35年以上企業の経理・総務部門に勤務した豊富な実務経験と専門知識を有しております。
・監査役井上勝次氏は、税理士の資格を有しております。
・監査役安田祐一郎氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
4．取締役入江浩幸氏は、㈱西日本シティ銀行の取締役専務執行役員を兼務し、当社は同行との間に定常的な銀行取引のほか借入等の取引関係があります。
5．その他の社外役員の重要な各兼職先と当社との間に、記載すべき特別な関係はありません。
6．当社は、監査役井上勝次氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容及び概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

その契約内容の概要は、次のとおりであります。

・社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第１項の最低責任限度額を限度としてその責任を負う。

・上記の責任限度が認められるのは、社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　分	人　員（名）	報酬等の総額（千円）
取締役	6	113,400
（うち社外取締役）	（3）	(6,000)
監査役	4	10,335
（うち社外監査役）	（3）	(8,355)
合計	10	123,735

（注）1．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．取締役の報酬限度額は、平成28年３月29日開催の第26回定時株主総会において年額500,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3．監査役の報酬限度額は、平成13年６月29日開催の第11回定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
4．上記支給金額のほか、取締役（社外取締役を除く）３名に対して、役員向け業績連動型報酬として、株式給付規程（役員向け）に基づき21,607千円を計上しております。この役員向け業績連動型報酬制度につきましては、平成27年３月26日開催の第25回定時株主総会において２．に記載の報酬とは別枠で決議いただいております。
5．取締役の員数には、平成29年３月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役１名及び監査役１名を含んでおります。また報酬等の総額には当該取締役及び監査役の退任までの在任期間に対する報酬等を含んでおります。
6．監査役安田祐一郎氏は、平成29年３月29日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって取締役を退任した後、監査役に就任したため、支給額と員数につきましては、監査役在任期間は監査役に、取締役在任期間は取締役に含めて記載しております。

④ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

西堀取締役	当事業年度に開催した取締役会15回全てに出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。
入江取締役	就任後の当事業年度に開催した取締役会10回中8回に出席し、経営者としての専門知識と豊富な実務経験を基に数多くの意見を述べています。
坂田監査役	当事業年度に開催した取締役会15回全て及び監査役会16回全てに出席し、監査役会においては議長として、監査役会の運営にあたるほか、取締役会においては、監査役会を代表して意見を述べています。
井上監査役	当事業年度に開催した取締役会15回中13回及び監査役会16回中14回に出席し、税理士としての専門家の意見を述べています。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区　　分	支払額（千円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	35,000

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認し、審議した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議内容の概要は以下のとおりであります。

イ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの維持は各取締役が自己の分掌範囲について責任をもって行う。その運用状況は、取締役会及び監査役が監督及び監査を行う。

ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会規程、文書管理規程及び内部情報管理規程その他の社内規程に基づき、その保存媒体の形式に応じて適切に保存及び管理を行う。

ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

内部監査規程及びリスク管理規程その他の社内規程に基づき、損失の防止及び最小化を図るものとし、当社及び子会社（以下「当社グループ」という。）におけるリスクを網羅的・統括的に管理する。

二．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

業務は業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲によって効率的に実施され、その結果は取締役会及び経営会議で共有され総合的に評価する。

ホ．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社員就業倫理規程その他の社内規程により、行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

ヘ．当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ａ．当社グループは、関係会社管理規程によりグループ全体の内部統制体制を整備し、連結経営による業務の広がりとグループ全体のシナジー効果の発揮を推進する体制を強化する。業績その他重要事項等については、毎月開催される取締役会及び経営会議等により報告を受ける。

ｂ．当社グループは、組織的リスク状況の監視並びに全社的対応は、グループ管理部門が行い各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。

ｃ．当社グループは、業務分掌規程及び職務権限規程による権限委譲に基づき、取締役の職務執行が効率的に実施されるものとし、その結果は取締役会及び経営会議で共有され部門間調整も含めて総合的に評価する。

ｄ．当社グループは、社員就業倫理規程その他の社内規程により、取締役及び使用人の行動基準を示すほか、その運用状況は内部監査部門が監査する。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人並びにその独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助する使用人は、必要に応じて内部監査部門の所属員から兼務させるものとし、その補助使用人については取締役からの独立性を確保する体制を講ずるものとする。補助使用人は、当社の業務執行を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

チ．当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

ａ．監査役は取締役会に出席し、決議事項及び報告事項を聴取し、必要がある場合には意見を述べる。

ｂ．当社グループの取締役及び使用人は監査役に対し以下の報告を行う。

・会社に著しい損害を及ぼす惧れのある事実を発見した場合

・役職員が法令もしくは定款に違反する行為をし、又はその惧れがある場合

・監査役が報告を求めた場合

リ．監査役へ報告した者が当該報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを社内規程に基づき禁止し、当該報告者を適切に保護するものとする。

ヌ．監査役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する体制

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は債務の処理等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

実効的な監査役監査に資するために、執行部門は監査役監査の実施のための支援協力体制を強化するとともに、監査役は監査情報の共有のために内部監査部門及び会計監査人との連携を密にするものとする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループにおきましては、上記に掲げた内部統制システムの施策に伴い、その基本方針に基づき具体的な取り組みを行うとともに、内部統制システムの運用状況についての重要な欠陥がないかモニタリングを常時行っております。また、グループ管理部門及び内部監査部門が中心となり、各部門に対し研修等を通じて内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する教育を行い、グループ全体の統括、推進をしています。

(6) 事業年度末日における特定完全子会社の状況

名　称	住　所	帳簿価額の合計額 (千円)	当社の総資産額 (千円)
㈱シノケンハーモニー	東京都港区芝大門2-5-5	3,198,482	11,746,367
㈱小川建設	東京都新宿区四谷1-4	2,603,043	

連結計算書類

連結貸借対照表（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**79,970,198**
現金及び預金	23,502,876
不動産事業未収入金	379,291
受取手形・完成工事未収入金	5,324,751
販売用不動産	28,631,267
不動産事業支出金	19,285,741
その他のたな卸資産	21,036
繰延税金資産	428,519
その他	2,406,507
貸倒引当金	△9,793
固定資産	**11,001,864**
有形固定資産	**6,881,761**
建物及び構築物	2,133,277
土地	2,874,476
その他	1,874,006
無形固定資産	**1,295,132**
のれん	1,128,510
その他	166,622
投資その他の資産	**2,824,970**
投資有価証券	2,056,955
繰延税金資産	142,223
退職給付に係る資産	38,600
その他	654,732
貸倒引当金	△67,541
資産合計	**90,972,062**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**39,659,917**
不動産事業未払金	4,868,910
工事未払金	3,035,546
1年内償還予定の社債	925,000
短期借入金	23,611,259
未払法人税等	2,470,700
その他	4,748,500
固定負債	**24,922,101**
社債	1,585,000
長期借入金	22,400,189
株式給付引当金	42,920
その他	893,990
負債合計	**64,582,018**
純資産の部	
株主資本	**26,124,493**
資本金	1,055,625
資本剰余金	630,110
利益剰余金	25,015,995
自己株式	△577,238
その他の包括利益累計額	**227,153**
その他有価証券評価差額金	206,070
繰延ヘッジ損益	△341
為替換算調整勘定	21,423
新株予約権	**12,757**
非支配株主持分	**25,639**
純資産合計	**26,390,044**
負債純資産合計	**90,972,062**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**105,936,134**
売上原価		**83,153,515**
売上総利益		**22,782,618**
販売費及び一般管理費		**9,862,398**
営業利益		**12,920,220**
営業外収益		
受取利息及び配当金	56,389	
持分法による投資利益	55,505	
その他	80,589	192,484
営業外費用		
支払利息	436,546	
支払手数料	343,109	
その他	131,926	911,581
経常利益		**12,201,122**
特別利益		
補助金収入	52,500	52,500
税金等調整前当期純利益		**12,253,622**
法人税、住民税及び事業税	3,862,576	
法人税等調整額	△103,206	3,759,369
当期純利益		**8,494,253**
非支配株主に帰属する当期純利益		4,450
親会社株主に帰属する当期純利益		**8,489,802**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）　（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,050,021	624,505	17,252,139	△607,526	18,319,139
当期変動額					
新株の発行	5,604	5,604			11,209
剰余金の配当			△725,946		△725,946
親会社株主に帰属する当期純利益			8,489,802		8,489,802
自己株式の取得				△209	△209
株式給付信託による株式の処分				30,498	30,498
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	5,604	5,604	7,763,856	30,288	7,805,354
当期末残高	1,055,625	630,110	25,015,995	△577,238	26,124,493

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	139,649	△1,624	59,981	198,006	9,999	21,188	18,548,334
当期変動額							
新株の発行					△169		11,040
剰余金の配当							△725,946
親会社株主に帰属する当期純利益							8,489,802
自己株式の取得							△209
株式給付信託による株式の処分							30,498
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	66,421	1,282	△38,557	29,146	2,928	4,450	36,525
当期変動額合計	66,421	1,282	△38,557	29,146	2,758	4,450	7,841,710
当期末残高	206,070	△341	21,423	227,153	12,757	25,639	26,390,044

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

科　目	金　額
資産の部	
流動資産	**869,879**
現金及び預金	422,447
前払費用	13,823
繰延税金資産	45,102
その他	388,505
固定資産	**10,876,488**
有形固定資産	**485,675**
建物	281,273
構築物	537
機械及び装置	719
工具、器具及び備品	29,220
土地	173,479
リース資産	446
無形固定資産	**65,124**
ソフトウエア	65,124
投資その他の資産	**10,325,688**
投資有価証券	473,708
関係会社株式	9,058,346
関係会社長期貸付金	464,116
その他	329,517
資産合計	**11,746,367**

科　目	金　額
負債の部	
流動負債	**1,194,065**
１年内償還予定の社債	316,000
短期借入金	735,924
リース債務	469
未払金	42,626
未払費用	51,170
未払法人税等	12,322
前受収益	2,476
その他	33,076
固定負債	**4,428,979**
社債	608,000
長期借入金	627,275
関係会社長期借入金	2,998,836
株式給付引当金	22,000
繰延税金負債	87,122
その他	85,744
負債合計	**5,623,044**
純資産の部	
株主資本	**5,905,512**
資本金	**1,055,625**
資本剰余金	**630,110**
資本準備金	55,590
その他資本剰余金	574,519
利益剰余金	**4,797,014**
利益準備金	150,631
その他利益剰余金	4,646,382
繰越利益剰余金	4,646,382
自己株式	**△577,238**
評価・換算差額等	**205,053**
その他有価証券評価差額金	205,394
繰延ヘッジ損益	△341
新株予約権	**12,757**
純資産合計	**6,123,322**
負債純資産合計	**11,746,367**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

科　目	金　額	
売上高		**2,759,405**
売上原価		**33,234**
売上総利益		**2,726,170**
販売費及び一般管理費		**567,885**
営業利益		**2,158,284**
営業外収益		
受取利息及び配当金	32,142	
その他	3,462	35,605
営業外費用		
支払利息	185,009	
その他	34,219	219,228
経常利益		**1,974,661**
税引前当期純利益		**1,974,661**
法人税、住民税及び事業税	23,265	
法人税等調整額	△29,949	△6,684
当期純利益		**1,981,345**

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,050,021	49,985	574,519	624,505	78,037	3,463,578	3,541,615	△607,526	4,608,615
当期変動額									
新株の発行	5,604	5,604		5,604					11,209
剰余金の配当					72,594	△798,540	△725,946		△725,946
当期純利益						1,981,345	1,981,345		1,981,345
自己株式の取得								△209	△209
株式給付信託による株式の処分								30,498	30,498
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	5,604	5,604	－	5,604	72,594	1,182,804	1,255,399	30,288	1,296,896
当期末残高	1,055,625	55,590	574,519	630,110	150,631	4,646,382	4,797,014	△577,238	5,905,512

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	139,754	△1,624	138,130	9,999	4,756,745
当期変動額					
新株の発行				△169	11,040
剰余金の配当					△725,946
当期純利益					1,981,345
自己株式の取得					△209
株式給付信託による株式の処分					30,498
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	65,639	1,282	66,922	2,928	69,850
当期変動額合計	65,639	1,282	66,922	2,758	1,366,577
当期末残高	205,394	△341	205,053	12,757	6,123,322

（注）記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年２月２０日

株式会社　シノケングループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内　髙　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　次　男　㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、株式会社シノケングループの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シノケングループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成３０年２月２０日

株式会社　シノケングループ
　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹之内　髙　司　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　次　男　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社シノケングループの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査の結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年２月20日

株式会社シノケングループ　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　坂田　實　㊞

社外監査役　井上勝次　㊞

監査役　安田祐一郎　㊞

以　上

トピックス

インドネシアでアパート『桜テラス』を開発



約２億６千万人の人口を有するインドネシアの首都ジャカルタの中心地に、当社の投資用アパートを現地向けにローカライズした『桜テラス』ブランドで単身者向け物件を開発。すでに土地（651㎡）を取得して第1号案件が進行中です。

今後も引き続き、ジャカルタにおける投資用アパート開発を本格的に展開し、2020年度までに、開発規模総額を100億円超まで引き上げていくことを目指してまいります。

福岡エリアのグループホームを新規オープン



2017年6月に福岡市東区香住ヶ丘にグループホームを新規オープンいたしました。

福岡エリアにおける、当社グループの介護サービスがより一層充実することとなり、利用者様の利便性及びサービスレベルの向上が見込まれます。今後もグループ一体となり、高齢者の皆様へ付加価値の高い介護サービスをご提供することを通じ、更なる企業価値の向上に取り組んでまいります。

『リノベ×民泊』事業を発表



都心部における既存物件の空室をリノベーションして民泊物件として運用する『リノベ×民泊』事業を発表。

創業以来こだわりの「好立地」にて、「快適な住空間の創出ノウハウ」を如何なく発揮し、将来的にはIoTを掛け合わせることで高いクオリティの民泊サービスを提供し、高稼働率の獲得を目指してまいります。

福岡の賃貸仲介会社をグループ会社化

不動産賃貸仲介業等を営む株式会社アーウェイ・ミュウコーポレーション（以下ミュウ社）をグループ会社化。

ミュウ社は1992年に設立され、天神や博多をはじめとする福岡エリアを中心に「ＭＹＵ」ブランドによる賃貸仲介ショップ11店舗を展開しており、高い知名度と信頼性を有しております。

今後１年以内に５店舗程度の新規出店を行い、３年以内に総店舗数30店舗以上の体制とすることを目指しております。

『リノベ×投資用マンション』事業をスタート



都内一等地の駅近築古マンションに着目し、築年数は古いながらも賃貸ニーズが高い優良物件を厳選し、当社がこれまで培ってきた技術を活用した“フルリノベーション”を施し、最高のデザイン・住み心地を具備したワンランク上の投資用マンションへグレードアップ出来ると考え、『リノベ×投資用マンション』事業をスタートいたしました。

リノベーションマーケットに対する成長期待が高まっており、初年度においては100戸程度の仕入及び販売を達成すべく、事業の確立を進めてまいります。

デジタル通貨『シノケンコイン』の発行を決定

日本有数のブロックチェーン技術開発企業である株式会社chaintopeと資本・業務提携を行い、最先端技術を活用したオリジナルのデジタル通貨『シノケンコイン』の発行と、『シノケンコイン』やビットコイン等の仮想通貨サービスのプラットフォームとなる、オーナー様・入居者様向けスマートフォンアプリの開発を進めていく予定です。

株主メモ

事業年度	毎年１月１日から12月31日まで
剰余金の配当の基準日	期末配当金　毎年12月31日 中間配当金　毎年６月30日
定時株主総会	毎年３月開催
公告方法	電子公告により行う 公告掲載URL http://www.shinoken.co.jp/ （ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときには、日本経済新聞に公告いたします。）
株主名簿管理人	東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 （NMF竹橋ビル６F）
特別口座の口座管理機関	東京証券代行株式会社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地 （NMF竹橋ビル６F）
郵便物送付先 （連絡先）	〒168-8522　東京都杉並区和泉二丁目８番４号 東京証券代行株式会社　事務センター 電話　0120-49-7009 取次事務は、三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行っております。

・住所変更等のお申出先について
　お取引口座のある証券会社にお申し出ください。ただし、特別口座に記録された株式に係る各種手続につきましては、特別口座の口座管理機関である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

・未支払配当金のお支払について
　株主名簿管理人である東京証券代行株式会社にお申し出ください。

株主優待制度のご案内

当社では、株主の皆様の日頃からのご支援に感謝し、当社株式の所有株式数及び保有期間に応じて、下記のとおり株主優待制度を設けております。

株主優待制度の内容

(1) 対象となる株主様
　毎年12月31日現在の株主名簿に記載又は記録された５単元（500株）以上保有の株主様を対象といたします。

(2) 株主優待の内容
　以下の基準により、クオ・カードを贈呈いたします。



500株以上1,000株未満	1,000円分
1,000株以上	３年未満継続保有：2,000円分 ３年以上継続保有：5,000円分

（注）継続保有３年以上の確認にあたっては、毎年12月31日及び６月30日の株主名簿に同一の株主番号で連続して７回以上、1,000株以上の記載又は記録された株主様を対象とさせていただきます。

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図



会　場

福岡市中央区天神一丁目１番１号
TEL　092-725-9111（代表）
アクロス福岡
４階　国際会議場

交　通

西鉄バス「アクロス福岡・水鏡天満宮前」バス停から徒歩約０分
地下鉄空港線「天神」駅から徒歩約３分（16番出口直結）
地下鉄七隈線「天神南」駅５番出口から徒歩約３分
西鉄天神大牟田線「西鉄福岡（天神）」駅から徒歩約５分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。